

「介護給付費算定に係る届出」の提出にあたっての留意事項

1 提出対象事業所、提出期限等

- ① 「短期入所生活介護」は「サービス提供体制強化加算を現在算定している事業所」「併設型事業所」及び「新たに加算を算定する（又は加算区分を変更する）事業所」を提出対象とします。
- ② 令和3年4月から算定する場合は、令和3年4月1日(木)までに提出してください。
- ③ 提出書類は次のとおりとします。
 - (1) 「介護給付費算定届連絡表（令和3年度報酬改定時のみの様式です。）」
 - (2) 「介護報酬算定に係る体制等に関する届出書」・・・別紙2
 - (3) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」・・・別紙1（短期入所生活介護）
「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」・・・別紙1-2（介護予防短期入所生活介護）
 - (4) 「介護報酬算定に係る体制等に関する届出について」に記載する添付書類
※（4）について、現在算定中の加算区分に変更がない場合は省略可能です。
サービス提供体制強化加算で、算定要件は変わらないが加算区分が「加算Ⅰイ」から「加算Ⅱ」へ変更となる場合等は「別紙1 2-4 サービス提供体制強化加算に関する届出書」のみ添付してください。
届出の様式は、ホームページの下部にある関連リンクからダウンロードしてください。
- ④ 届出は、事業所ごととなりますので、同一法人で複数の事業所の指定を受けている場合においても、事業所ごとに提出してください。

2 提出方法

窓口へ持参または郵送で提出してください。届出書が押印不要となったことから、メールも可とします。なお、提出後、補正等の指示があった場合は、早急に対応いただきますようお願いいたします。

3 今後のスケジュール

届出が受理された事業所については、4月下旬をメドに受理通知を送付しますので、送付された入力データの確認を必ず行い、データの内容に相違がある場合又は4月27日時点で、受理通知の送付が確認できない場合は、直ちに連絡いただきますようお願いいたします。届出のなかった事業所については、体制状況一覧表を送付しませんので、あしからずご了承ください。